

令和元年度

第11回千葉県農業委員会総会議事録

千葉県農業委員会

千葉県農業委員会総会議事録

令和2年2月13日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和元年度第11回千葉県農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

＜会議に付した議案＞

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について (一時転用)	1件
議案第4号	千葉県農用地利用集積計画(案)の決定について	21件
議案第5号	農用地利用配分計画(案)の意見について	3件

報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	7件
報告第2号	農地法第4条の規定による許可処分の取消願について	2件
報告第3号	農地法第5条の規定による許可処分の取消願について	1件
報告第4号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出 について	10件
報告第5号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出 について	44件
報告第6号	農地法第18条第6項の規定による通知について	5件
報告第7号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	17件
報告第8号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について(第5条)	3件
報告第9号	賃借料情報の提供について	

<出席委員> (15名)

1 番 石 井 一 也	2 番 市 原 律 子
3 番 横 山 清 亮	4 番 小 川 友 安
5 番 清 宮 惠理子	6 番 齊 藤 憲 次
7 番 浅 川 政 明	8 番 長谷川 秀 明
9 番 高 橋 芳 和	10 番 竹 下 洋 一
12 番 中 村 浩	14 番 伊 原 茂 久(職務代理者)
15 番 齋 藤 元 治	16 番 長谷部 衡 平(会長)
17 番 梶 本 泉	

<欠席委員> (2名)

11 番 秋 庭 重 樹	13 番 西 郡 高 夫
--------------	--------------

<事務局説明員>

事 務 局 長	松 浦 良 恵	次 長	岡 本 茂 之
次 長 補 佐	橘 藺 俊 朗	農地利用最適化推進班長	福 島 悟
農地保全班長	原 田 賢 一	農地審査班長	江 上 章 子
農地指導班長	根 本 幸 枝		

開 会 （ 午前１０時００分 ）

議長
(長谷部会長)

ただいまより、令和元年度第１１回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。
本日の出席委員は、１７人中１５人で総会は成立しております。

それでは、議事に入ります。

はじめに、日程第１「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号 ９番 高橋 芳和 委員
議席番号 １０番 竹下 洋一 委員

のご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第２ 議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第１班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第１班
(伊原班長)

ご説明いたします。議案書の１ページをご覧ください。
はじめに第１項です。

お手元の資料１ページ及び２ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区高田町に在住の方が、義務者であります緑区高田町に在住の方が所有する若葉区中野町、緑区高田町及び緑区平川町の農地を、親から農業経営を継承するため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、落花生、米を予定しております。

次に第２項です。

お手元の資料３ページ及び４ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区中田町に在住の方が、義務者であります緑区誉田町１丁目に在住の方が所有する若葉区中田町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、ニンジン、落花生を予定しております。

次に第３項です。

議案書の２ページをご覧ください。

お手元の資料５ページをご参照ください。

	本案件は、権利者であります若葉区中田町に在住の方が、義務者であります緑区誉田町1丁目に在住の方が所有する若葉区中田町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。 申請地の取得後の作目は、ニンジンを用意しております。
	事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等がございましたら、挙手をお願いいたします。
議場	———— 質問・意見等なし ————
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。
	次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。
事前審査第1班 (伊原班長)	ご説明いたします。 議案第2号ですが、第1項から第3項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。
	第1項です。 議案書3ページをご覧ください。 資料は6ページから8ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。 本案件は、駐車場及び園庭用地とするため、賃借権を設定するものです。 申請土地は、武石インターチェンジから北東に約500メートル

ルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。
排水については、雨水を自然浸透で処理します。

次に第2項です。

本案件は、第3項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

資料は9ページから11ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、建売分譲住宅用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉都市モノレール小倉台駅から南に約800メートルに位置する農地です。

農地区分は、駅から1キロ以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は住宅が広がっております。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設にて処理後、オーバーフロー分を側溝に接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に第4項です。

議案書4ページをご覧ください。

資料は12ページをご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、使用貸借権を設定するものです。

申請土地は、貝塚インターチェンジの東に位置する農地です。

農地区分は、概ね300メートル以内にインターチェンジがあることから、第3種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は雨水枡にて処理後、側溝に接続します。

事前審査第1班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、

	意見等がありましたら、挙手をもってお願いします。
議場	——— 質問・意見等なし ———
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	——— 挙手 ———
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第2号は許可と決定いたします。
	次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」を上程いたします。 事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。
事前審査第1班 (伊原班長)	説明いたします。 議案書の5ページをご覧ください。 資料は、13ページの位置図を御覧ください。
	本件は、若葉区東寺山町に本社を置く法人が、同区同町に在住の方が所有する同区小間子町の畑、1筆において「営農型太陽光発電設備用地」として、平成26年2月18日付で当初許可3年間、平成29年1月31日付で更新許可3年間、の一時転用許可を取得していたものですが、2回目の更新にあたる今回、10年間の期間で、一時転用許可を取得したいというものです。
	営農型太陽光発電については、太陽光パネルを支える支柱を立てる農地について、「一時転用期間3年以内」とし、営農に問題がなければ再許可を可能とするしくみでしたが、 平成30年5月15日付の通知以降、担い手が営農する場合や、荒廃農地を活用する場合等には、「一時転用期間10年以内」に延長されました。
	本件につきましては、認定農業者が所有する農地で当該認定農業者が下部農地で営農を行っており、「担い手が営農する場合」の10年以内が適用されるものです。
	設備の概要につきましては、設置面積1,962.75平方メートル、農地設置面積14.72平方メートル、出力は49.68キロワット及び52.5キロワットの2基、支柱の高さは3メートルです。

議長
(長谷部会長)

梶本委員

事務局

梶本委員

事務局

下部の営農につきましては、作付作物は「小麦」。周辺の農地と一体的に営農されており、令和元年度は、単収156.25キログラム。設備下部と周辺農地との生育の差異はほとんどなく、収穫も周辺農地と一体で行われており、品質は1等級で出荷されています。今後の営農計画については、引き続き小麦の作付けを予定しており、営農の適切な継続が見込まれます。

事前審査第1班といたしましては、特に問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がございましたら、挙手をお願いいたします。

1点目は、本件は権利者と義務者は、実質的に同一人と見受けられますので、自己転用の条項である農地法第4条の許可申請の取り扱いになるのではないかとという疑問があります。

2点目は、営農型太陽光発電事業を継続するための要件である単収の減少が2割以内に納まっていることは理解しました。営農型太陽光発電事業を行う場合、区分地上権の権利設定が必要であるものの、議案書の施設の概要欄にその記載がありません。これは記載すべき内容が漏れているのではないのでしょうか。

1点目については、権利者は法人であり、義務者は個人であることから、従って、別人格として扱うもので農地法第5条の申請として扱うべきものです。

2点目の収量については、周辺地域及び千葉市の収量基準と比較し、達していると判断しました。

区分地上権の設定については、本件申請が2回目の更新であることから新たな権利設定は発生していないものであり、特に記載はしていません。

認定農業者が営農する場合、営農型太陽光発電事業所の下部の営農が10年間可能になる運用となりましたが、10年は期間として長すぎるのではないかと思います。

平成30年5月15日の農林水産省通知によるもので、原則は3年であるところ、担い手が営農する場合、荒廃農地を活用する場合、第2種又は第3種農地を利用する場合のいずれかに当たる場合は、10年に延長することができるものです。また、毎年2月に収量の報告を受けることになっており今後とも営農状況についてはしっかり確認及び指導を行ってまいります。

梶本委員	市内における営農型太陽光発電事業について、許可の取消事例はありますか。
事務局	市内においてはありません。
齊藤（憲）委員	今回は更新手続きであるにもかかわらず、所要金額の記載があるのはなぜですか。
事務局	あくまでも、一時転用許可であるため、転用期間満了後は施設の撤去を予定するもので、その撤去費用を記載しています。
議長 （長谷部会長）	質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 （長谷部会長）	賛成全員でございますので、議案第3号は、許可と決定いたします。 次に、議案第4号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。 それでは、事前審査第1班長、ご説明をお願いします。
事前審査第1班 （伊原班長）	本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。 議案書の6ページをご覧ください。 第1項は、若葉区中野町在住の方が所有する同町の田2筆、合計面積2,917平方メートルを八街市沖在住の農家の方に所有権を移転するもので、権利者の作付品目は「水稻」です。権利者は高齢ですが、息子さんが後継者として従事しています。 第2項は、岐阜県在住の方が所有する若葉区上泉町の畑1筆、面積591平方メートルを同町在住の農家の方に所有権を移転するもので、権利者の作付品目は「水稻、ニンジン、落花生など」です。権利者は高齢ですが、息子さんが後継者として従事しています。 次に、7ページをご覧ください。 第3項は、若葉区高根町在住の方、他2名の所有する緑区板倉

町の畑1筆、面積991平方メートルを同区大木戸町在住の農家の方に所有権を移転するもので、権利者の作付品目は「ニンジン、ゴボウ、キャベツなど」です。

第4項は、若葉区下泉町在住の農家の方が、稲毛区稲毛台町在住の方の所有する若葉区下泉町の田1筆、面積3,199平方メートルに賃借権を設定するもので、設定期間は3年、権利者の作付品目は「水稻」です。

次に、8ページをご覧ください。

第5項は、若葉区桜木在住の農家の方が、同区加曽利町在住の方の所有する同町の畑2筆、合計面積3,437平方メートルに賃借権を設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「イチゴ、トマトなど」です。

第6項から12ページの第14項は、権利者が同一のため一括してご説明します。

若葉区川井町の農地所有適格法人が、同区高根町在住の方、他9名の方の所有する同区高根町、川井町、五十土町の田15筆、合計面積32,190平方メートルに賃借権を設定するもので、設定期間は6年、権利者の作付品目は「水稻」です。

次に、13ページをご覧ください。

第15項から16ページの第21項は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件のため、一括してご説明します。

千葉県園芸協会が若葉区野呂町在住の方、他8名の所有する畑13筆、合計面積34,798平方メートル及び田3筆、合計面積3,594平方メートルに賃借権を設定するもので、設定期間は、第17項、20項、21項が5年、その他の項が10年です。

第15項から第21項は、農地中間管理機構が作成する議案第5号の「農用地利用配分計画案」に基づいて、千葉県の認可を経て貸付けられます。

第1項から第21項の合計面積は、81,717平方メートルです。

本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査第1班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たして

	いると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班の説明について、質問、意見等ございましたら、挙手をもってお願いします。
梶本委員	これは要望ですが、本議案においては、同一権利者の案件が多数上がっています。これらの案件は農地中間管理機構に誘導することも可能だったのではないのでしょうか。積極的な農地中間管理機構の活用促進を希望します。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第1班の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙 手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第4号は、原案どおり決定いたします。 次に、議案第5号「農用地利用配分計画案の意見について」を上程いたします 事前審査第1班長、ご説明をお願いします。
事前審査第1班 (伊原班長)	議案書の17ページをお願いします。 本案件の説明に入る前に農地中間管理事業について、説明させていただきます。 農地中間管理事業による農地の貸し借りを成立させるためには、貸し手と機構、機構と借り手の2段階の貸し借りの手続きを行う必要があります、議案第4号第15項から第21項までは前半の手続きで、これから説明するのは後半の手続きに関するものです。 本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、議案第4号第15項から第21項までご審議いただきました中間管理権取得予定農地を、農地中間管理機構である千葉県園芸協会が、経営規模の拡大等を希望する担い手へ貸し付けるため、市長より農業委員会に対して、農用地利用配分計画（案）について、意見を求められたものです。 意見聴取後、農用地利用配分計画の県の認可を受け、機構と借り手の貸借が成立します。 第1項は、若葉区野呂町及び緑区高田町の畑8筆、合計面積30,233平方メートルを、中央区今井町在住の農家の方に賃

	借権を設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から令和7年2月28日までの約5年間及び 令和12年2月28日までの約10年間、権利者の作付品目は「そば、小麦」です。 第2項は、花見川区幕張町の畑5筆、合計面積4,565平方メートルを、同区武石町の農地所有適格法人に賃借権を設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から令和7年2月28日までの約5年間、権利者の作付品目は「ブロッコリー、レタス、ネギ、キャベツ」です。 次に18ページをご覧ください。 第3項は、緑区土気町の田3筆、合計面積3,594平方メートルを、同区板倉町の農地所有適格法人に賃借権を設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から令和7年2月28日までの約5年間、権利者の作付品目は「水稻」です。 本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第4項各号に規定する要件を満たしているものと判断いたします。 議案第5号の説明は以上でございます。 ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班の説明について、質問、意見等ございましたら、挙手をお願いします。
齊藤（憲）委員	いずれの項においても議案書に記載されている農業従事者の数が、経営面積に見合うものではないので、もっと正確な記載方法はないでしょうか。
事務局	臨時雇用については、記載していないのでこの部分について改善を検討してまいります。
浅川委員	第1項の権利者はそばを作付けしているとのことですが、補助金などの交付を受けているのでしょうか。
事務局	特に把握はしていません。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等ないようですので、採決いたします。 農用地利用配分計画について、「意見なし」と決定することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙 手 ————

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第5号は、「意見なし」と決定いたします。

以上で審議案件は終了しましたので、報告案件について、第1号から10号までを一括して上程いたします。
事務局より、説明をお願いします。

事務局

報告案件について、ご説明いたします。

議案書の19ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、議案書の21ページまでに7件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の22ページをご覧ください。

報告第2号「農地法第4条の規定による許可処分の取消願について」は、許可処分を受けた当事者が当該許可処分の取り消しを受けようとするもので、議案書の23ページまでに2件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、取消許可指令書を交付いたしました。

議案書の24ページをご覧ください。

報告第3号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願について」は1件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、取消許可指令書を交付いたしました。

議案書の25ページをご覧ください。

報告第4号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の26ページまでに10件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の27ページをご覧ください。

報告第5号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の34ページまでに44件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の35ページをご覧ください。

報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、5件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。

議案書の36ページをご覧ください。

報告第7号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、議案書の38ページまでに17件ございました。農業委員による現地調査を行った結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

議案書の39ページをご覧ください。

報告第8号「現況確認書（非農地証明）について」は、申請地の現況について、農地法上の農地等に該当しないことについて、証明願があったもので、1件ございました。

農業委員による現地調査を行いました結果、内容につきましては記載のとおりであり、確認書を発行済みです。

議案書の40ページをご覧ください。

報告第9号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）」は、3件ございました。

内容につきましては、1月の総会で審議されたもので、1月16日に開催された千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

議案書の41ページをご覧ください。

報告第10号「賃借料情報の提供について」です。本件は、農地法第52条に基づき本市における賃借料を算出し、毎年、情報提供しているものです。

具体的には、昨平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間に、農地法第3条の許可や農用地利用集積計画の公告が行われたデータなどにより、田・畑別、そして行政区別に10アール当たりの賃借料水準をお示ししたもので、金額は記載のとおりです。

農地を貸し借りしようとする方々の目安となるよう、参考として情報提供するものであり、今後、農業委員会だより３月号や農業委員会のホームページなどにより、周知を図って参ります。

なお、中央区、花見川区、稲毛区の田及び中央区、稲毛区の畑につきましては、昨年の事例がない又は少ないため、表示しておりません。

報告案件につきましては、以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ただいまの報告第１号から第１０号について、質問、意見等ございましたら、挙手をもってお願いいたします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等無いようです。
これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

以上をもちまして、令和元年度第１１回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

以上で、本日の審議は、すべて終了いたしました。
委員の皆様には、ご協力ありがとうございました。

閉 会 （午前１１時００分）